

大田原市役所グリーン購入基本方針

1 目的

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定する環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市におけるグリーン調達の推進を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とします。

2 対象範囲

本方針の対象範囲は、大田原市役所地球温暖化防止実行計画（以下、「実行計画」という。）に定める対象課及び施設（以下「各課等」という。）が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達とします。

3 基本的な考え方

物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性和適正な数量について十分検討した上、次のような環境負荷の低減に向けた配慮をしている物品等（以下「環境物品等」という。）を優先して選択することとします。

- ① 環境汚染物質の使用や放出が削減されている
- ② 資源やエネルギーの消費量が削減されている
- ③ 長期間の使用や再使用が可能である
- ④ 有効なリサイクルが可能である
- ⑤ 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされている

4 グリーン調達の推進方法

（1）特定調達品目の決定

年度ごとに、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する環境物品等の分野及び品目を地球温暖化防止対策推進会議において決定します。ただし、新年度において当該年度の調達目標が決定されるまでは、前年度の調達目標を適用することとします。

（2）各課等におけるグリーン調達の実施

実行計画に定める地球温暖化防止推進員（課長等）は、別表に掲げる特定調達品目を調達しようとする際には、入札条件に明示するなどの方法により、調達目標に記載された判断基準に適合した物品等を優先的に購入することとします。

（3）調達実績の把握等

- ① 地球温暖化防止推進員は、毎年度4月末日までに、前年度の実績を別紙様式第1号により実行計画に定める地球温暖化防止推進責任者に報告することとします。
- ② 地球温暖化防止推進責任者（部長等）は、各部局の調達実績を取りまとめた上、毎年度5月15日までに市民生活部生活環境課に報告することとします。
- ③ 地球温暖化防止対策推進会議において、報告に基づく評価を行い、必要に応じて目標や取組内容等の見直しを行います。
- ④ 本方針及び調達実績等は公表します。